

学則

介護職員初任者研修講座に関する規程

第1条（目的）この規定は徳島県知事より本校校長が委託を受け、高齢社会に対応した介護福祉サービスの担い手になるために必要な知識と技能を有する介護職員を養成することを目的とする。

第2条（委員会）本研修講座の目的を達成するために、介護職員初任者研修講座協議委員会を設置し、次の事項について協議する。

- 1 研修課程に関すること。
- 2 修了の認定に関すること
- 3 その他介護職員初任者研修に関すること

第3条（委員会の構成）委員会の委員長は校長とし、次の者で構成する。

教頭、教務課長、進路指導課長、総合学科長、2年次主任、講座担当教員

第4条（研修講座の内容）本研修講座の内容は、次のとおりとする。

- 1 対象生徒は、指定科目を選択した2年次生とする。
- 2 実施場所は、本校とする。
- 3 研修講座は、介護保険法施行令第三条第一項第二号に規定されている課程とする。
- 4 講座に必要な費用は、テキスト代を含め、個人負担とする。

第5条（修了の認定）校長は介護職員初任者研修講座協議委員会の議決を経て、次の各号すべてに該当する者について、修了の認定を行うことができる。

- 1 介護職員初任者研修講座に該当する科目のすべてを修得し、学習内容が本研修講座の目標からみて、満足できると認められること。
（講座を欠席した場合は補講を終了していること）
- 2 介護職員として信頼を損なわない行動ができる者。

第6条（修了証明書の交付）校長は、修了の認定がされた者について、その年度の学年末に修了証明書を授与し、県知事に報告書を提出する。

第7条（研修修了者名簿の管理）介護職員初任者研修講座修了者名簿を作成し、校長がこれを管理する。

付則

- 1 この規定は、平成25年4月1日から施行する。